血液内科だより

R7年7月17日

～ 高額医療・高額介護合算療養費制度のご案内 ～

医療費と介護費、それぞれの自己負担額を1年間合算し、所得に応じた**上限額（限度額）を超えた分が払い戻される制度**です。

対象期間と条件

- **毎年8月1日～翌年7月31日**
- 医療保険・介護保険の**両方を利用している世帯**が対象
- 所得に応じて、**限度額（年間上限）が設定されます。**

支給条件の3つのポイント

①自己負担合計が限度額を**超えること（501円以上が対象）**
②月ごとの高額療養費や高額介護サービス費で既に払い戻された分は、
合算の対象になりません。。
③ **医療・介護の両方に自己負担があること**（一方のみでは対象外）

限度額の目安

所得区分		年間限度額（合算制度）	
		70歳以上	70歳未満
標準報酬月額83万円以上　(70歳以上：現役並みⅢ)		約212万円	約212万円
標準報酬月額53～79万円　(70歳以上：現役並みⅡ)		約141万円	約141万円
標準報酬月額28～50万円　(70歳以上：現役並みⅠ)		約67万円	約67万円
標準報酬月額26万円以下　(70歳以上：一般)		約56万円	約60万円
市町村民税非課税世帯	**低所得者Ⅱ**	約31万円	約31万円
	低所得者Ⅰ	約19万円（※）	約19万円（※）

※複数の介護利用者がいる場合は上限額が異なります

実例紹介：高齢者（一般）の通院＋デイサービス利用

□ 医療費：32万円　＋　介護費：26万円＝ 合計：58万円　➡ 限度額：56万円
➡ 差額**2万円が支給対象になります**

申請の流れ

① **お住まいの市区町村の窓口で申請**
② その後、**医療保険の窓口へ提出**

この制度は「申請がないと支給されません」。
忘れずにお手続きください。